令和８年度

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会

資　　料

令和8年11月5日

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

目　　次

ページ

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について　・・・・・・・・・・　1

公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について　・・　3

参考1　原油価格等の値動きの推移等　・・・・・・・・・・・・・　5

参考2　公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態　・　7

公衆浴場入浴料金算出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・　9

入浴料金改定額(試算)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

公衆浴場経営実態調査による１週間当たりの入浴者数　・・・　13

参考3　１週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）　・・・・・　15

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）　・・・・・・・　17

神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移　・・・・・　19

県内公衆浴場の廃業の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　21

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）　・・・・・・・・・・　23

令和８年度　県の公衆浴場対策　・・・・・・・・・・・・・・　25

令和８年度　県内各市の公衆浴場対策　・・・・・・・・・・・　26

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱　・・・・・・・・　28

【巻末】

別表１「経営実態調査・原価計算表の項目説明（厚生省環境衛生局長通知による項目」

別表２「令和８年度政府経済見通し「主要経済指標」」

令和８年度　県への要望　（神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合）

※　偶数ページに解説を掲載しています。（26ページを除く）

令和８年９月１１日

神奈川県知事　黒岩　祐治　殿

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合
理 事 長　安田　信篤

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

公衆浴場は、地域住民の日常生活に必要不可欠な入浴の場であるとともに、健康増進や公衆衛生の維持、地域コミュニティーの形成を担う公共性の高い施設であります。また、日本の伝統的な入浴文化を継承する場としても重要な役割を果たしております。

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により上限が規制されており、県内公衆浴場の経営実態等を踏まえ、「神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会」の協議を経て決定されることとなっております。

しかしながら、現在、公衆浴場を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあります。光熱費、燃料費、物価、人件費、設備の維持・修繕費等、営業を継続するために必要な経費が上昇し、経営を大きく圧迫しております。

当組合としても、これまで経費削減等の経営努力を重ねてまいりましたが、事業者の努力だけでは吸収できない負担となっております。令和８年３月に入浴料金の統制額が改定されたところではありますが、その後も厳しい経営環境が続いており、現行料金のままでは施設の維持及び安定した営業を継続することが困難となることが懸念されます。

公衆浴場は、一度失われれば、地域に必要となった時に容易に再建できる施設ではありません。公衆浴場を将来にわたって存続させ、地域住民に安全で衛生的な入浴環境を提供し続けるためには、経営実態に即した適正な入浴料金の設定が必要不可欠であります。

今回の料金改定は、単に事業者の収益を確保するためのものではなく、地域住民の公衆衛生を支え、地域に必要な公衆浴場を将来にわたって維持・存続させるために必要な措置であります。

何卒、現在の厳しい経営状況をご理解いただき、入浴料金の改定についてご審議賜りますよう、ここに標記協議会の開催を要望する次第です。

【１ページ解説】

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

○神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の要望の趣旨は以下のとおりです。

「光熱費、燃料費、物価、人件費、設備の維持・修繕費等、営業を継続するために必要な経費が上昇し、経営を圧迫しており、事業者の努力だけでは吸収できない負担となっている。経営実態に即した適正な入浴料金の設定が必要不可欠であり、地域に必要な公衆浴場を将来にわたって維持・存続させるために必要な措置であるため、入浴料金の改定について御審議賜りたい」

公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

（１） 公衆浴場経営実態調査の概要（令和８年６月実施）

昭和38年８月12日付け厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、公衆浴場入浴料金の改定について協議する上で基礎資料とするため、県内21浴場の令和８年の収入・支出状況・入浴者数等の調査を行った。

（２）入浴料金原価計算書

公衆浴場経営実態調査の実績額から令和８年の収支を推計した。

公衆浴場経営実態調査に基づく令和８年推計額調べ（月額）（単位：円）

科　目	Ｒ７年 実績(A) (1～12月)	令和８年推計 (B) (A)に人件費、燃料費等の変動を加味)	影響額 (B)－(A)	備　　考
1 入浴料金収入	1,310,803	1,366,062	55,259	R8入浴料金収入(推計)/月を反映(p7参照)
2 附帯事業収入	134,253	134,253	0	
3 営業外収入	375,658	375,658	0	
4 補　助　金	208,649	205,728	△ 2,921	98.6% 予算額の増減額に比例させて算出
収入合計	2,029,363	2,081,701	52,338	
5　人　件　費	524,622	544,033	19,411	
事　業　主	263,593	273,346	9,753	103.7% R8政府経済見通し「雇用者報酬」を反映
従　業　員	261,029	270,687	9,658	103.7%
6 用　水　費	48,654	48,654	0	
7 燃　料　費	238,157	300,554	62,397	126.2% 原油価格等の値動きの推移(p5　参考1)を反映
8 光　熱　費	142,950	145,666	2,716	101.9% R8政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映
9 備品消耗品費	62,724	63,916	1,192	101.9%
10 旅費交通費	4,057	4,057	0	
11 会費及び交際費	28,124	28,124	0	
12 保　険　料	41,675	41,675	0	
13 賃　借　料	80,541	80,541	0	
14 修　繕　費	159,310	162,337	3,027	101.9% R8政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映
15 厚　生　費	27,968	27,968	0	
16 減価償却費	223,104	223,104	0	
17 建物再調達費	82,119	82,119	0	
18 公租公課	98,179	98,179	0	
19 支払利子	34,571	34,571	0	
20 特別損失	65	65	0	
21 雑　　費	117,803	120,041	2,238	101.9% R8政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映
22 附帯事業費	111,582	111,582	0	
経費計	2,026,205	2,117,186	90,981	
資本報酬	53,518	53,518	0	
附帯事業報酬	22,671	22,671	0	
支出合計	2,102,394	2,193,375	90,981	
過不足額	△ 73,031	**△ 111,674**		

【３ページ解説】

公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

○公衆浴場経営実態調査は、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しており、今年も４月に中小企業診断士に委託して、県下21の公衆浴場について実態調査を行いました（経営実態調査・原価計算表の項目説明は巻末の別表１を参照）。

○その調査結果に基づき、「（２）入浴料金原価計算書」の「令和７年実績（A）」欄に、１施設におけるひと月あたりの平均額を記載しました。収入合計が2,029,363 円、支出合計が2,102,394 円で、月額平均73,031 円の不足（赤字）となっております。

○「令和８年推計（B）」欄は、「令和７年実績（A）」欄記載の額に人件費、燃料費、光熱費等の変動要素（政府経済見通しや原油価格等の値動きから推計係数を求め算出）を加味して推計したもので、令和８年月額平均の収入合計から支出合計を差し引くと、111,674円の赤字となります。

○なお、科目毎の推計係数の考え方は、次のとおりです。

「1 入浴料金収入」
　「（３）令和８年度入浴料金収入（推計）／月」（７ページ参照）
「4 補助金」　98.6％
　補助金（県+市町村）合計額の令和７年度予算額に対する令和８年度予算額の割合（24ページ参照）
「5 人件費」 103.7％
　R8政府経済見通し「雇用者報酬」を反映（巻末の別表２参照）
「7 燃料費」　126.2％
　原油価格等の値動きの推移を反映（５ページ参照）
「8 光熱水費」「9 備品消耗品費」「14 修繕費」「21 雑費」101.9％
　R8政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映（巻末の別表２参照）

参考１

（１） 原油価格等の値動きの推移

	原油価格				天然ガス価格		
	原油（ドル/ﾊﾞﾚﾙ）	為替（ドル）	原油円価（円/kl）	令和７年４～３月平均を100とした場合の価格指数	天然ガス（ドル/t）	天然ガス（円/t）	令和７年４～３月平均を100とした場合の価格指数
令和６年　12月	76.56	152.46	73,423	108.7%	619.79	94,493	110.6%
令和７年　１月	76.60	157.23	75,751	112.1%	638.20	100,344	117.5%
〃　２月	80.42	154.61	78,205	115.7%	609.84	94,287	110.4%
〃　３月	79.51	149.54	74,783	110.7%	606.58	90,708	106.2%
〃　４月	79.10	147.78	73,528	108.8%	598.51	88,447	103.5%
〃　５月	75.33	144.04	68,244	101.0%	601.15	86,589	101.4%
〃　６月	70.33	144.02	63,708	94.3%	592.33	85,308	99.9%
〃　７月	71.38	145.64	65,386	96.8%	583.12	84,925	99.4%
〃　８月	72.16	147.74	67,061	99.3%	572.95	84,648	99.1%
〃　９月	73.05	147.60	67,823	100.4%	557.58	82,299	96.3%
〃　10月	74.36	149.57	69,956	103.5%	546.43	81,730	95.7%
〃　11月	71.32	153.14	68,699	101.7%	549.43	84,139	98.5%
〃　12月	69.59	155.89	68,238	101.0%	550.48	85,815	100.4%
令和８年　１月	66.81	156.90	65,934	97.6%	557.57	87,483	102.4%
〃　２月	65.74	155.72	64,388	95.3%	548.36	85,390	99.9%
〃　３月	68.86	156.59	67,826	100.4%	564.75	88,435	103.5%
〃　４月	101.89	159.26	102,064	151.1%	558.26	88,908	104.1%
〃　５月	114.60	158.17	114,016	168.7%	625.78	98,979	115.9%
〃　６月	117.22	159.67	117,726	174.2%	576.83	92,103	107.8%
〃　７月	114.35	161.80	116,380	172.2%	675.69	109,326	128.0%

※　原油価格は、財務省貿易統計記載のCIF値
（産油･産ガス国から船で積み出す際の価格に運賃、保険料を加えた価格）

※　天然ガス価格は、財務省貿易統計記載の貿易統計の月次報告から１MTあたりを算出

（２）実態調査　燃料費の内訳（月平均）

燃料費(円)	内訳					
	重油	廃油	雑燃	石油	混合	Gas
238,157	28,674	18,362	8,050	643	0	182,357
	12.0%	7.7%	3.4%	0.3%	0.0%	76.6%

(3)事象発生前後の比較

	原油（ドル/ﾊﾞﾚﾙ）	為替（ドル）	原油円価（円/kl）	①の平均価格を100とした場合の価格指	天然ガス（ドル/t）	天然ガス（円/t）	①の平均価格を100とした場合の価格指
①令和７年４月～令和８年３月平均	71.50	150.40	67,566	100.0%	568.05	85,434	100.0%
②令和８年４月～７月平均	112.00	159.70	112,547	166.6%	609.45	97,329	113.9%

※　令和８年２月28日に米国・イスラエルによるイランへの大規模空爆が開始され、同年３月２日にホルムズ海峡が事実上の封鎖。原油価格に影響が出ると見られる令和８年４月以降を事象発生値として、直近１年間の平均と比較。

令和8年燃料費の推定係数	**126.2% =166.6*(100-76.6)/100+113.9*76.6/100**

【５ページ解説】

参考１

（１） 原油価格等の値動きの推移

○この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移を示しています。

（２）実態調査　燃料費の内訳（月平均）

○実態調査の結果、１ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、76.6%となっております。

（３）事象発生前後の比較

○原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用いた結果、**令和８年の燃料費の推定係数は、昨年価格の126.2%と算出しました。**

○比較範囲は、ホルムズ海峡の封鎖の影響を受けたと考えられる令和８年４月～７月の４か月と、その前の１年間の令和７年４月～令和８年３月としました。

（特定のひと月を比較すると事象発生有無の影響を受けやすいため）

参考２ 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態

調査年月	浴　場	ガス			電気		
		使用量	単　価	金　額	使用量	単　価	金　額
		㎥	円	円	ｋｗ	円	円
H29年５月	A浴場	7,589	62	471,635	24,189	18	445,427
	B浴場	3,579	66	236,465	2,515	31	78,100
					7,510	20	153,659
	C浴場	3,319	66	220,226	11,321	22	252,699
H30年５月	A浴場	7,411	67	500,049	23,357	19	454,938
	B浴場	3,591	70	251,797	2,511	32	79,368
					6,575	22	143,053
	C浴場	3,247	72	233,743	7,614	24	182,675
R01年５月	A浴場	10,114	75	762,531	23,337	19	443,161
	B浴場	3,055	90	275,692	6,843	23	158,706
					2,141	30	63,627
					182	35	6,379
	C浴場	4,419	77	341,803	7,780	24	186,073
R02年５月	A浴場	8,305	69	573,318	22,392	18	407,616
	B浴場	4,619	56	270,251	6,784	22	152,358
					2,299	29	67,636
	C浴場	3,593	72	260,052	6,342	26	167,921
R03年５月	A浴場	10,361	61	628,725	22,491	17	385,264
	B浴場	3,028	59	210,496	7,042	22	155,357
							60,667
	C浴場	2,762	69	191,849	6,526	26	170,588
R04年５月	A浴場	9,842	98	969,092	21,996	23	514,468
	B浴場	3,691	103	381,059	7,276	28	200,942
							72,602
	C浴場	3,014	104	313,033	8,439	28	234,672
R05年５月	A浴場	8,480	105	887,583	21,832	24	530,827
	B浴場	3,360	91	336,940	7,153	22	157,805
					2,114	31	65,432
	C浴場	2,860	108	308,618	7,431	43	317,540
R06年５月	A浴場	7,806	97	758,870	21,187	22	458,585
	B浴場	3,644	100	365,061	6,207	26	164,097
							62,313
	C浴場(廃業)						
R07年５月	A浴場	7,879	109	858,599	21,089	27	561,307
	B浴場	4,300	111	476,032	6,317	29	185,996
					2,021	35	70,994
	C浴場(廃業)						
R08年５月	A浴場	7,356	100	737,595	20,256	25	509,516
	B浴場	4,347	101	439,695	6,481	27	172,069
					2,004	34	68,309
	C浴場(新規)	2,642	112	297,099	5,889	29	170,773

公衆浴場におけるガス及び電気代支払額（３浴場の平均）

調査年月	ガス平均支払額（円）	指数	電気平均支払額（円）	指数
	R07年５月を100とした指数			
H29年５月	309,442	46.4	309,962	75.8
H30年５月	328,530	49.2	286,678	70.1
R01年５月	460,009	68.9	285,982	69.9
R02年５月	367,874	55.1	265,177	64.8
R03年５月	343,690	51.5	257,292	62.9
R04年５月	554,395	83.1	340,895	83.3
R05年５月	511,047	76.6	357,201	87.3
R06年５月	561,966	84.2	342,498	83.7
R07年５月	667,316	100.0	409,149	100.0
R08年５月	491,463	73.6	306,889	75.0

【７ページ解説】

参考 ２ 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態

○燃料にガスを使っている県下の一部の浴場について、料金支払額の推移を調べた結果を、参考に掲載したものです。
○令和６年に調査対象の１軒が廃業しましたが、新規に１軒、御協力いただくことになりました。

公衆浴場入浴料金算出方法

（１） 令和８年推計過不足額(月額)　　△ 111,674円

（２） 推計過不足額を解消するための１日（１営業日）当たり入浴料金必要額

△ 111,674　÷ 26 日 ≒ △ 4,295　円

（月平均営業日：（３６５日－５２日)／１２月≒２６日）

（３） 令和８年度の入浴料金収入（推計）／月

経営実態調査より	令和７年度		令和８年度		
	構成比	料金	構成比	料金	
大人	96.2%	550円	96.9%	570円	
中人	2.6%	220円	2.0%	250円	
小人	1.3%	100円	1.1%	130円	
利用者１人あたりの推計料金収入	536.1円(推計) (B)		558.7円(推計) (A)		= 大人・中人・小人 構成比×料金の合算

令和８年度と令和７年度の比率	(C)	104.2%	=(A)/(B)
令和７年度入浴料金収入/月	(D)	1,310,803円 (実績)	
令和８年度入浴料金収入/月	(E)	1,366,062円 (推計)	=(C)×(D)

（４） 令和８年度の１日（１営業日）当たりの入浴者数（推計）

大人	91.1人(推計)/日	=((F)×96.9%)÷26日
中人	1.9人(推計)/日	=((F)×2.0%)÷26日
小人	1.0人(推計)/日	=((F)×1.1%)÷26日
ひと月の利用者数 (F)	2,445人(推計)/月	=(E)/(A)

【９ページ解説】

公衆浴場入浴料金算出方法

（１）令８年推計過不足額（月額）

○３ページで算出した通り、111,674円の赤字となっております。

（２）推計過不足額を解消するための１日（１営業日）当たり入浴料金必要額

○（１）の推計不足額を解消するため、１営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものです。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですが、週１日休業すると仮定し、月26日営業で算定しており、**１営業日あたり4,295円の収入額の増加が必要となります。**

（３）令和８年度入浴料金収入（推計）／月

○令和８年度及び令和７年度の公衆浴場経営実態調査で行った入浴者数調査から、大人・中人・小人それぞれの構成比に基づき、利用者１人あたりの推計料金収入を算出しました。令和７年度と令和８年度の推計料金収入の比率は104.2％となり、その比率を「令和７年度入浴料金収入/月」に乗算し、「令８年度入浴料金収入/月（推計）」を算出しました。

（４）令和８年度の１日（１営業日）当たりの入浴者数（推計）

○「令和８年度入浴料金収入/月」から１月あたりの利用者数を算出し、大人・中人・小人それぞれの利用者割合を乗算して、令和８年度の１日あたりの入浴者数を**大人91.1人、中人1.9人、小人1.0人**と算出しました。

入浴料金改定額(試算)

区分	入浴者数(推計)	現 行		改定案 ①			改定案 ②			組合要望			(参考)収支均衡させるための改定		
		料金	入浴収入	料金		入浴収入	料金		入浴収入	料金		入浴収入	料金		入浴収入
大 人	91.1	570円	51,927円	**590**	(+20)	**53,749円**	**600**	(+30)	**54,660円**	**600**	(+30)	**54,660円**	**620**	(+50)	**56,482円**
中 人	1.9	250円	475円	**250**	(+0)	**475円**	**250**	(+0)	**475円**	**250**	(+0)	**475円**	**250**	(+0)	**475円**
小 人	1.0	130円	130円	**130**	(+0)	**130円**	**130**	(+0)	**130円**	**150**	(+20)	**150円**	**130**	(+0)	**130円**
合 計	94.0		52,532円			**54,354円**			**55,265円**			**55,285円**			**57,087円**
料金改定による収支改善額(A)			**0円**			**1,822円**			**2,733円**			**2,753円**			**4,555円**
1日当り過不足額(B)			△ 4,295円			△ 4,295円			△ 4,295円			△ 4,295円			△ 4,295円
料金改定による収支(A)+(B)			**△ 4,295円**			**△ 2,473円**			**△ 1,562円**			**△ 1,542円**			**260円**
値上率(大人)			－			3.51%			5.26%			5.26%			8.77%
値上率(中人)			－			0.00%			0.00%			0.00%			0.00%
値上率(小人)			－			0.00%			0.00%			15.38%			0.00%
予想される効果(利用者数に変動がない場合)				・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。			・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。			・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。					
予想される問題点				・値上げによる負担増から利用者の減少の可能性がある ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。			・値上げによる負担増から利用者の減少の可能性がある ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。			・値上げによる負担増から利用者の減少の可能性がある ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。					

【１１ページ解説】

入浴料金改定額(試算)

○「現行料金」、「改定案①、改定案②及び組合要望案」、「（参考）収支均衡させるための改定」について、それぞれの料金改定を行った場合の１営業日ごとの入浴収入の合計額、１日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に利用者数に変動がないと想定した場合の予想される効果と問題点を、改定内容別に記載しています。

○改定案①は、大人料金は590円・値上げ率は3.51％です。

○改定案②は、大人料金は600円・値上げ率は5.26％です。

○中人及び小人料金は据え置きとしています。

○組合要望は、大人料金は600円・値上げ率は5.26％、中人据え置き、小人料金は150円・値上げ率は15.38％です。

○改定案①②とも、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。

○また、収支均衡させるための改定を行う場合、大人料金は50円の引き上げで620円、中人料金及び小人料金は据え置きとなります。この場合、１日あたり4,555円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、大人料金の値上げ率は8.77％となります。

１週間当たりの入浴者数

				日本人		外国人		合　計	
				人数	%	人数	%	人数	%
大人	大人（65歳以上）	男	固定客	2,050	17.6%				
			一見客	347	3.0%				
			計	2,397	20.6%				
		女	固定客	1,379	11.8%				
			一見客	221	1.9%				
			計	1,600	13.7%				
		計	固定客	3,429	29.4%				
			一見客	568	4.9%				
			計	3,997	34.3%				
	大人（12歳～64歳）	男	固定客	2,995	25.7%				
			一見客	1,825	15.7%				
			計	4,820	41.4%				
		女	固定客	1,496	12.8%				
			一見客	859	7.4%				
			計	2,355	20.2%				
		計	固定客	4,491	38.5%				
			一見客	2,684	23.0%				
			計	7,175	61.6%				
	大　人　計	男	固定客	5,045	43.3%	26	0.2%	5,071	43.5%
			一見客	2,172	18.6%	7	0.1%	2,179	18.7%
			計	7,217	61.9%	33	0.3%	7,250	62.2%
		女	固定客	2,875	24.7%	76	0.7%	2,951	25.3%
			一見客	1,080	9.3%	7	0.1%	1,087	9.3%
			計	3,955	33.9%	83	0.7%	4,038	34.7%
		計	固定客	7,920	68.0%	102	0.9%	8,022	68.9%
			一見客	3,252	27.9%	14	0.1%	3,266	28.0%
			計	11,172	95.9%	116	1.0%	11,288	96.9%
中　人		男	固定客	87	0.7%	0	0.0%	87	0.7%
			一見客	63	0.5%	5	0.0%	68	0.6%
			計	150	1.3%	5	0.0%	155	1.3%
		女	固定客	51	0.4%	2	0.0%	53	0.5%
			一見客	22	0.2%	3	0.0%	25	0.2%
			計	73	0.6%	5	0.0%	78	0.7%
		計	固定客	138	1.2%	2	0.0%	140	1.2%
			一見客	85	0.7%	8	0.1%	93	0.8%
			計	223	1.9%	10	0.1%	233	2.0%
小　人		男	固定客	45	0.4%	0	0.0%	45	0.4%
			一見客	30	0.3%	4	0.0%	34	0.3%
			計	75	0.6%	4	0.0%	79	0.7%
		女	固定客	39	0.3%	2	0.0%	41	0.4%
			一見客	6	0.1%	3	0.0%	9	0.1%
			計	45	0.4%	5	0.0%	50	0.4%
		計	固定客	84	0.7%	2	0.0%	86	0.7%
			一見客	36	0.3%	7	0.1%	43	0.4%
			計	120	1.0%	9	0.1%	129	1.1%
合　計		男	固定客	5,177	44.4%	26	0.2%	5,203	44.7%
			一見客	2,265	19.4%	16	0.1%	2,281	19.6%
			計	7,442	63.9%	42	0.4%	7,484	64.2%
		女	固定客	2,965	25.5%	80	0.7%	3,045	26.1%
			一見客	1,108	9.5%	13	0.1%	1,121	9.6%
			計	4,073	35.0%	93	0.8%	4,166	35.8%
		計	固定客	8,142	69.9%	106	0.9%	8,248	70.8%
			一見客	3,373	29.0%	29	0.2%	3,402	29.2%
			計	11,515	98.8%	135	1.2%	11,650	100.0%

【１３ページ解説】

公衆浴場経営実態調査による１週間当たりの入浴者数

○令和８年６月16～22日の一週間、県下21公衆浴場の協力のもと、入浴者数の調査を実施しました。男女別では、男性客が64.2%、女性客が35.8%。国籍別では、日本人が98.8%、固定・新規別では、固定客が70.8%、一見客が29.2%となっています。

参考３　　１週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）

料金区分別

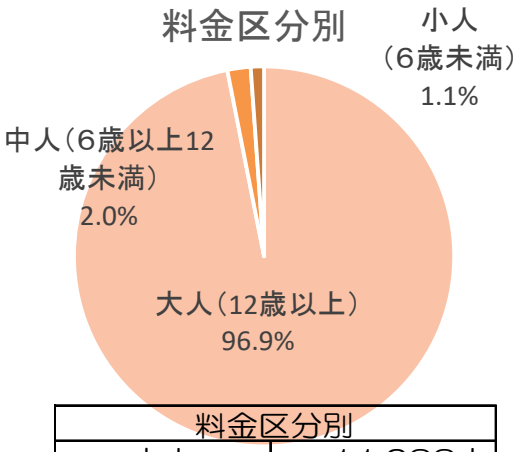

料金区分別	
大人	11,288人
中人	233人
小人	129人

大人の年齢別

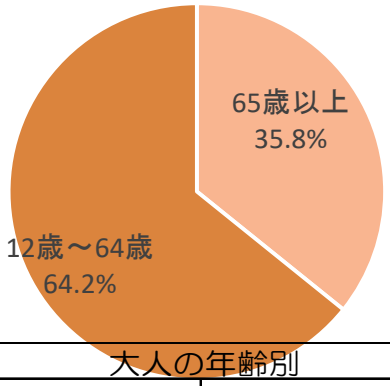

大人の年齢別	
65歳以上	3,997人
12歳～64歳	7,175人

男女別

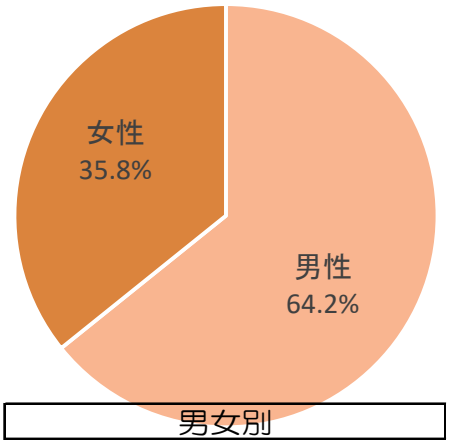

男女別	
男性	7,484人
女性	4,166人

国籍別

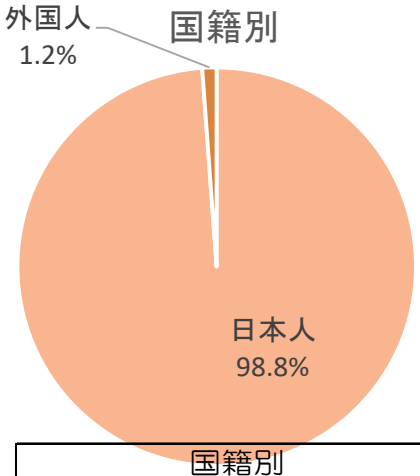

国籍別	
日本人	11,515人
外国人	135人

固定・新規別

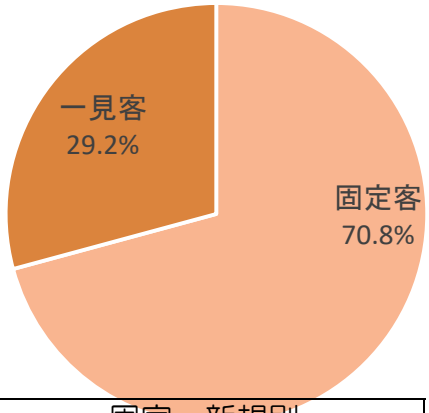

固定・新規別	
固定客	8,248人
一見客	3,402人

＜調査実施期間＞
令和8年6月16日～22日の
1週間、目視により実施。

＜調査対象施設＞
県下21公衆浴場

【１５ページ解説】

参考３

１週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）

○11ページに示した調査結果の内訳を、わかりやすくグラフに示したものです。

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

（物価統制令の適用を受ける施設数）

令和８年４月１日現在

（単位：軒）

時点 / 市町名	施設数					本年度施設数の前年対比	組合組織率
	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1		
横浜市	55	52	50	48	47	△ 1	100%
鶴見区	11	10	9	9	9	0	
神奈川区	6	6	5	4	4	0	
西区	4	4	4	4	4	0	
中区	9	9	9	9	8	△ 1	
南区	7	7	7	6	5	△ 1	
港南区	0	0	0	0	0	0	
保土ヶ谷区	4	4	4	4	4	0	
旭区	0	0	0	0	0	0	
磯子区	3	3	3	3	3	0	
金沢区	2	2	2	2	2	0	
港北区	7	5	5	5	6	1	
緑区	0	0	0	0	0	0	
戸塚区	0	0	0	0	0	0	
栄区	0	0	0	0	0	0	
泉区	1	1	1	1	1	0	
瀬谷区	1	1	1	1	1	0	
川崎市	35	35	30	30	28	△ 2	100%
川崎区	16	16	14	14	14	0	
幸区	6	6	5	5	5	0	
中原区	5	5	4	4	3	△ 1	
高津区	5	5	4	4	4	0	
宮前区	0	0	0	0	0	0	
多摩区	2	2	2	2	1	△ 1	
麻生区	1	1	1	1	1	0	
相模原市	6	6	6	6	5	△ 1	100%
横須賀市	13	13	13	13	11	△ 2	100%
平塚市	1	1	1	1	1	0	100%
鎌倉市	5	4	4	4	4	0	100%
藤沢市	3	2	2	2	2	0	100%
小田原市	1	1	1	1	1	0	100%
逗子市	1	1	1	1	1	0	100%
三浦市	1	1	1	1	1	0	100%
大和市	3	3	2	2	2	0	100%
計	125	120	112	109	103	△ 6	

【１７ページ解説】

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

○県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものです。

○横浜市港北区の１軒増は、以前廃業された店舗が、新しく建て替えを行い、営業を始めることによる増です。そのため、廃業施設数は７軒ですが、昨年同期と比べると６軒の減となり、令和８年４月１日現在、県全体の施設数は103軒となります。

神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

年	改定年月日	入浴料金				備　　考	1浴場1日当り入浴者数			自家風呂
		大人	中人	小人	洗髪		大人	中人	小人	なし率
S48	S 48. 7.21	55	20	10	5	大人･中人差額5円助成	304	32	48	25.5 %
49	S 49. 6. 1	80	25	15	↓	大人･中人差額5円助成	251	26	35	
50	S 50. 4. 1	85	35	↓	↓	上記助成打切り	240	26	35	
	S 50. 6. 1	100	40	20	10	洗髪料男子含む				
51	S 51. 6. 1	120	↓	↓	↓	〃	236	24	32	
52	S 52. 6. 1	140	50	30	20	〃	212	20	29	
53	S 53. 6. 1	155	60	40	↓	〃	202	19	24	17.1 %
54	S 54. 6. 1	170	70	↓	↓	〃	193	20	21	
55	S 55. 6. 1	190	80	50	↓	〃	187	20	19	
56	S 56. 6. 1	210	↓	↓	↓	〃	186	20	19	
57	S 57. 6. 1	220	90	60	↓	〃	177	20	19	
58	S 58. 6. 1	230	100	↓	↓	〃	171	19	18	11.8 %
59	S 59. 6. 1	240	↓	↓	↓	〃	170	19	18	
60	S 60. 6. 1	250	↓	↓	↓	〃	168	19	18	
61	据置	↓	↓	↓	↓	〃	（協議会開催せず）			
62	S 62. 6.15	260	110	↓	↓	〃	160	19	17	
63	S 63. 6. 1	280	120	↓	―	洗髪料廃止	158	18	16	7.5 %
H元	H 元. 6. 1	295	135	↓	―	元.4.1～ 消費税3%	150	16	12	
2	H 2. 6. 1	310	140	↓	―		146	14	10	
3	H 3. 6.15	320	↓	↓	―		141	12	9	
4	H 4. 6. 1	330	150	70	―		134	7	5	
5	H 5. 6. 1	340	160	↓	―		119	6	4	4.4 %
6	H 7. 1. 1	350	170	↓	―		113	5	4	
7	H 7. 9. 1	360	↓	↓	―		113	4	3	
8	H 8. 6.20	370	↓	↓	―		104	4	3	
9	H 9. 7.18	385	↓	↓	―	H9.4.1～ 消費税5%	101	3	3	
10	据置	↓	↓	↓	―		95	3	2	2.2 %
11	H 11. 8. 1	390	↓	↓	―		87	3	2	
12	H 12. 8. 1	400	180	80	―		95	2	2	
13	据置	↓	↓	↓	―		95	2	2	
14	据置	↓	↓	↓	―		99	2	2	
15	据置	↓	↓	↓	―		95	3	2	1.6 %
16	据置	↓	↓	↓	―		94	2	2	
17	据置	↓	↓	↓	―		95	2	1	
18	H 18. 8. 1	430	↓	↓	―		97	3	2	
19	据置	↓	↓	↓	―		89	1	1	
20	H 20. 8. 1	450	↓	↓	―		90	2	2	1.0 %
21	据置	↓	↓	↓	―		86	2	1	
22	据置	↓	↓	↓	―		79	2	1	
23	据置	↓	↓	↓	―		85	2	1	
24	据置	↓	↓	↓	―		78	0	0	
25	据置	↓	↓	↓	―		62	2	2	調査廃止 *
26	H 26. 9. 1	470	200	100	―	H26.4.1～ 消費税8%	64	2	2	
27	据置	↓	↓	↓	―		61	1	1	
28	据置	↓	↓	↓	―		63	1	1	
29	据置	↓	↓	↓	―		65	2	1	
30	据置	↓	↓	↓	―		64	2	2	
R元	据置	↓	↓	↓	―		71	2	1	
2	R 2. 9. 1	490	↓	↓	―	R元.10.1～消費税10%	68	2	1	
3	据置	↓	↓	↓	―		68	2	1	
4	R 4. 9. 1	500	↓	↓	―		68	1	1	
5	R 6. 2. 1	530	↓	↓	―		75	1	1	
6	R 7. 3. 1	550	220	↓			80	2	1	
7	R 8. 3. 1	570	250	130			90	2	1	
8										

（参考）

県内 R8.9.1推計世帯数	4,394,332 世帯	推計人口 9,192,542 人	2.09 人(推定)／1世帯あたり	
推定自家風呂なし世帯数	46,079 世帯	（「H20 住宅土地統計調査」風呂の無い世帯＝		1.0 %
└⇒人口に換算すると	46,079 人 ～ 96,393 人	└⇒ *H25からは、調査項目からはずされた		

【１９ページ解説】

神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

○現在の入浴料金は、大人570円、中人250円、小人130円で、令和８年３月に改定されました。

県内公衆浴場の廃業の状況

（1） 過去5年間の理由別廃業状況

理由 / 年度	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気 立退き等	計
R3	0	0	1	4	5
R4	1	0	4	1	6
R5	1	4	3	1	9
R6	0	0	3	0	3
R7	2	4	2	0	8
計	4	8	13	6	31

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

（2） 令和7年度　理由別、市別廃業状況

理由 / 市名	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気 立退き等	計
横浜市	1	1	0	0	2
川崎市	0	1	1	0	2
相模原市	0	1	0	0	1
横須賀市	1	1	1	0	3
計	2	4	2	0	8

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

【２１ページ解説】

県内公衆浴場の廃業の状況

○「（１）過去５年間の理由別廃業状況」及び「（２）令和８年度理由別、市別廃業状況」について記載しています。なお、１施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数となっております。

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

令和8年11月1日現在

区分 / 都道府県名	大　人		中　人		小　人		洗　髪		実施年月日	
	（ ）内、改定前の料金		（ ）内、改定前の料金		（ ）内、改定前の料金				直近改定日	（前回の改定日）
東京	600	(550)	200	(200)	100	(100)	－	(－)	R8.8.1	(R6.8.1)
大阪	600	(520)	200	(200)	100	(100)	－	(－)	R7.4.1	(R5.8.28)
神奈川	**570**	**(550)**	**250**	**(200)**	**130**	**(100)**	**－**	**(－)**	**R8.3.1**	**(R7.3.1)**
兵庫	570	(490)	200	(180)	100	(80)	－	(－)	R8.1.1	(R5.2.1)
広島	550	(500)	250	(200)	150	(100)	－	(－)	R8.11.1	(R7.8.1)
北海道	550	(500)	150	(150)	80	(80)	－	(－)	R8.10.1	(R6.10.1)
栃木	550	(460)	200	(200)	100	(100)	－	(－)	R8.10.1	(R5.2.15)
滋賀	550	(490)	200	(150)	100	(100)	－	(－)	R8.10.1	(R5.5.1)
高知	550	(450)	200	(150)	100	(60)	－	(－)	R8.10.1	(R5.10.1)
埼玉	550	(500)	200	(200)	100	(70)	－	(－)	R8.4.1	(R6.4.1)
愛知	550	(530)	200	(180)	100	(100)	－	(－)	R8.4.1	(R7.4.1)
熊本	550	(450)	200	(150)	80	(80)	－	(－)	R8.2.16	(R4.11.1)
千葉	550	(500)	200	(170)	100	(70)	－	(－)	R8.1.30	(R5.12.1)
鳥取	550	(450)	200	(150)	100	(80)	－	(－)	R7.5.1	(R3.4.1)
京都	550	(510)	200	(160)	100	(60)	－	(－)	R7.4.1	(R6.10.1)
福岡	550	(480)	200	(200)	100	(100)	－	(－)	R7.4.1	(R5.4.1)
大分	530	(430)	200	(160)	100	(80)	－	(－)	R8.10.1	(R4.12.27)
青森	530	(480)	200	(170)	100	(80)	－	(－)	R8.6.1	(R5.4.10)
岐阜	530	(500)	180	(180)	100	(100)	－	(－)	R8.4.1	(R5.4.1)
福井	530	(490)	170	(160)	80	(70)	－	(－)	R8.1.1	(R6.1.1)
奈良	530	(480)	200	(200)	100	(100)	－	(－)	R7.12.1	(R5.10.1)
山口	520	(480)	180	(170)	90	(90)	－	(－)	R8.10.1	(R7.3.1)
静岡	520	(490)	200	(200)	100	(100)	－	(－)	R8.1.1	(R5.10.1)
鹿児島	500	(460)	150	(150)	80	(80)	－	(－)	R8.11.1	(R5.12.25)
香川	500	(450)	200	(150)	100	(60)	－	(－)	R8.10.1	(R5.10.1)
福島	500	(450)	150	(150)	90	(90)	－	(－)	R8.4.1	(H30.4.1)
愛媛	500	(450)	200	(150)	100	(60)	－	(－)	R8.4.1	(R5.4.1)
沖縄	500	(370)	200	(170)	100	(100)	－	(－)	R8.3.25	(H18.2.11)
三重	500	(470)	200	(150)	100	(70)	－	(－)	R8.1.10	(R5.4.1)
宮城	500	(480)	180	(160)	100	(90)	－	(－)	R7.12.1	(R5.1.1)
石川	500	(490)	150	(130)	70	(50)	－	(－)	R7.5.1	(R5.4.1)
富山	500	(470)	180	(150)	100	(70)	－	(－)	R7.3.1	(R5.4.1)
長野	500	(440)	170	(150)	80	(70)	－	(－)	R6.4.1	(R5.4.1)
和歌山	490	(440)	170	(150)	100	(80)	－	(－)	R6.4.1	(R元.10.1)
岡山	480	(450)	200	(200)	100	(100)	－	(－)	R7.8.1	(R4.12.1)
新潟	480	(440)	150	(150)	70	(70)	－	(－)	R5.1.1	(R2.4.1)
岩手	480	(430)	170	(150)	80	(70)	－	(－)	R2.4.1	(H27.1.1)
山梨	470	(430)	170	(170)	70	(70)	－	(－)	R7.4.1	(R元.12.1)
秋田	460	(360)	130	(130)	90	(90)	－	(－)	H31.1.1	(H12.4.1)
宮崎	450	(350)	160	(130)	90	(60)	－	(－)	R8.4.1	(H20.4.1)
徳島	450	(400)	150	(150)	70	(70)	－	(－)	R5.1.1	(H26.12.1)
群馬	450	(400)	200	(180)	100	(80)	－	v	R5.8.1	(H26.9.1)
佐賀	450	(280)	150	(130)	100	(80)	－	(50)	R6.3.1	(H8.2.15)
島根	430	(350)	160	(130)	90	(70)	－	(－)	R5.5.1	(H17.9.6)
長崎	400	(350)	150	(150)	80	(80)	－	(－)	R5.4.1	(H19.3.15)
茨城	350	(300)	130	(130)	70	(70)	－	(－)	H10.3.1	(H5.3.1)
山形	300	(250)	120	(120)	80	(80)	－	(50)	H7.4.1	(H4.7.1)

※1（ ）は、現行料金に改定される前の料金額及び実施年月日。

※2 大人…12歳以上の者、中人…6歳以上12歳未満の者、小人…6歳未満の者。

※3　大人料金により降順、次に大人の同額料金範囲内で直近改定日を降順にし記載

【２３ページ解説】

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

○調査時点で本県の大人料金は東京都と大阪府に次いで全国で２番目に高い額となっております。また、中人料金は広島県と並び全国で１番目に、小人は全国で２番目に高い料金です。

○なお、令和７年度の神奈川県の協議会開催日以降の約１年間で、27都道府県が料金の改定を行っています。（当県含む）

令和８年度　県の公衆浴場対策

令和8年4月1日現在
（単位：千円）

<table>
<tr><th>主　管　課</th><th>助　成　内　容</th><th>８　年　度
予　算　額</th></tr>
<tr><td>健康医療局
生活衛生部
生活衛生課</td><td>公衆浴場設備整備費補助

公衆浴場設備の近代化を図るため、その整備に要する経費の一部を補助する。

<table>
<tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象限度額　（千円）※</th><th>補助率</th><th>補助限度額（千円）※</th><th>主な対象設備</th></tr>
<tr><td>内　装　設　備</td><td rowspan="4">9,000</td><td rowspan="4">1／3
以内</td><td rowspan="4">3,000</td><td>浴室、脱衣室、冷房設備、
ﾗﾝﾄﾞﾘｰ等</td></tr>
<tr><td>外　装　設　備</td><td>煙突、塗装、屋根、外壁、塀等</td></tr>
<tr><td>給 水 湯 設 備</td><td>釜、配管、ろ過器等</td></tr>
<tr><td>サ ウ ナ 室 整 備</td><td>浴室又は脱衣室に設置する
サウナ風呂の整備</td></tr>
</table>
※申請1件あたりの額</td><td>34,598

前年度
(34,598)</td></tr>
<tr><td></td><td>合　　計</td><td>34,598
対前年比
100.0%
前年度
(34,598)</td></tr>
</table>

令和8年度県内各市の公衆浴場対策

市名	対象浴場数	補助金等制度		水道料減免措置		固定資産税減免措置	その他の助成制　度
		制度の概要	令和８年度予算額	上水道	下水道		
			（千円）	※			
横　浜　市	47	施設改善補助事業(基準額の1/4以内、確保浴場は1/2以内)	22,900				
		確保浴場対策事業(500m以内に公衆浴場がなく、客数120人/日以下の施設に対し300,000円補助/１施設)	4,800				
		衛生向上対策事業	11,638				
		活性化対策事業(しょうぶ湯経費の一部補助)	552	○	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免・燃料としての廃材供給
		利用促進対策費	2,154				
		親子ふれあい入浴事業	1,840				
		施設整備貸付利子補給事業	200				
		高齢者優待入浴事業	10,860				
		小計	54,944				
川　崎　市	28	経営安定補助金	3,411				
		設備整備補助金	13,369				
		利用者促進事業補助金	1,300				
		水道料金補給金	3,179	○	○		
		下水道料金補給金	1,057				
		敬老入浴ﾃﾞｰ事業費	55802				
		(せんとう健康長寿応援プログラム事業含む)					
		小計	78,118				
相 模 原 市	5	公衆浴場設備整備費補助金	1,250	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		小計	1,250				
横 須 賀 市	11	施設整備費補助	1,300				
		組合運営費補助	150				
		組合イベント事業費補助	300	○	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		ふれあいサポート券交付（65歳以上の独居高齢者対象、一般公衆浴場の入浴料無料、一般公衆浴場以外の施設にも使用可能）	40,133				
		小計	41,883				
平　塚　市	1	公衆浴場設備整備費補助金	0	(○)	○	○ 減免率 5/6	都市計画税減免
		小計	0				
鎌　倉　市	4	高齢者入浴券交付(300円に割引、65歳以上に年間72枚)	9,460				
		デイ銭湯（１回の利用料金300円、65歳以上が対象。調査日時点では３浴場で実施）	3,023	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		公衆浴場設備整備費補助金	500				
		小計	12,983				
藤　沢　市	2	施設整備補助金	1,333				
		運営費補助（広報活動等）	416	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		事業補助（ふれあい入浴事業）	11,284				
		事務補助（交流事業）	0				
		小計	13,033				
小 田 原 市	1	施設整備費補助金	75				
		利用促進事業費補助金	25	○	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		小計	100				
逗　子　市	1	生きがい推進事業公衆浴場入浴助成（200円に割引）	8,274	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		小計	8,274				
大　和　市	2	公衆浴場施設整備費補助金	1,230				
		浴場組合補助金	90	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		高齢者入浴サービス委託	3,899				
		小計	5,219				
合　　計（10市）			215,804	4 (6)	10	9	

※上水道欄の(○)は、県営水道による減免措置を示す（合計欄では外数）

（参考）令和７年度予算額（219,379千円）に対する令和８年度予算額の割合:

※補助金（県+市町村）合計額の令和７年度予算額に対する令和８年度予算額の割合

（34,598千円＋215,804千円）／（34,598千円＋219,379千円）＝　　98.6%

【２５～２６ページ解説】

県及び県内各市の公衆浴場対策

○補助金（県+市町村）合計額の令和７年度予算額に対する令和８年度予算額の割合は、98.6%でした。

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱

（趣旨）
第１条　県下における公衆浴場入浴料金の統制額の指定について関係者の意見を聞くとともに、これに関する公衆浴場の諸問題について協議するため、当分の間神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）
第２条　協議会は、委員２１人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）
第３条　協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

（委員）
第４条　委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。ただし、委員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる人数以内とする。
(1)　学識経験者　　１１人
(2)　公衆浴場利用者　　３人
(3)　公衆浴場営業者　　２人
(4)　関係行政機関の職員　　５人
２　委員の選任期間は２年とする。
３　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の選任期間は、前任者の残存期間とする。委員は選任期間が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、なお、委員として職務を行うものとする。

（委員の代理出席）
第５条　委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。
２　前項の代理者は委員とみなす。

（協議会の会議）
第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集する。
２　会議は次の各号のいずれかに該当する場合には開くことができない。
(1)　出席委員の数が委員総数の過半数に満たないとき。
(2)　第４条第１項各号のいずれかの委員について、全員が欠席したとき。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。
２　協議会に出席した委員（関係行政機関の委員は除く。）に支払う報償費は、協議会を開催した日の翌月 25 日（当日が閉庁日の場合は前開庁日。）に支給する。ただし、これにより難い場合は、別途定める。

（実施細目）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

1　この要綱は、昭和４８年１２月３日から実施する。

2　第１回の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成１１年６月１日から実施する。

附則

この要綱は、平成１３年６月１日から実施する。

附則

この要綱は、平成１７年４月１日から実施する。

附則

1　この要綱は、平成１９年４月１日から実施する。

2　委員改選後第１回の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、平成２４年５月２２日から実施する。

附則

この要綱は、平成２６年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

附則

この要綱は、平成２９年６月１６日から実施する。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から実施する。

別表１

経営実態調査・原価計算表の項目説明（厚生省環境衛生局長通知による項目）

科目		内容
収入	入浴料金収入	
	附帯事業収入	石鹸、シャンプー、タオル等の入浴関連商品及びジュース、牛乳等の飲料水の売上収入。
	営業外収入	コインランドリー使用料、マッサージ機・ドライヤー等の使用料、サウナ使用料、家賃・地代等（経営多角部分の収入）。
	補助金	県、市町から交付される補助金。
	合計	
経費	人件費	事業主の給与相当額、従業員の給与・退職給与金、パート・アルバイトの給与。
	（事業主）	
	（従業員）	
	用水費	上水道使用料、下水道使用料。
	燃料費	重油・廃油・雑燃等の購入費。営業用自動車・暖房等に必要な燃料費。
	光熱費	電気使用料。
	備品消耗品費	設備備品・什器備品の購入費。原材料及び清掃・照明等の業務用消耗器材器具その他の消耗品購入費。
	旅費交通費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の会合への出席等に必要な旅費及び交通費。
	会費及び交際費	公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場経営のために直接必要と認められる交際費。
	保険料	施設の火災保険料。
	賃借料	借地料、借家料。
	修繕費	土地・建物・設備を通常の状態において保守・維持するために必要な修繕料及び修繕のための原材料購入費。（ただし、資産帳簿価格の増加の原因となるような大修繕のための費用は除く）
	厚生費	福利厚生費。
	減価償却費	事業用固定資産について行う減価償却費。（定額法により行うものとする。）
	建物再調達費	前期末における建物の帳簿価格の5%。（貸借対照表を作成していない場合は一律、年額5万円を計上。）
	公租公課	公衆浴場経営にかかるすべての公租公課。（ただし、事業主の給与相当額にかかる所得税・県民税・市町村税は除く。）
	支払利子	施設設備資金等、直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子。
	特別損失	売却損・取り壊し損等の特別損失。
	雑費	通信費、広告宣伝費、新聞代、リース料等の雑費。
	附帯事業費	附帯事業にかかる仕入れ等の経費。
	合計	
資本報酬		自己資本（資本金及び剰余金）の10%。（個人経営の場合は一律、10万円を計上。）
附帯事業報酬		附帯事業に伴う報酬。附帯事業＝附帯事業収入－附帯事業費
支出合計		支出合計＝経費合計＋資本報酬＋附帯事業報酬
過不足額		過不足額＝支出合計－収入合計

別表 2

主要経済指標

	令和6年度（実績）	令和7年度（実績見込み）	令和8年度（見通し）	対前年度比増減率					
				令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	兆円（名目）	兆円程度（名目）	兆円程度（名目）	%（名目）	%（実質）	%程度（名目）	%程度（実質）	%程度（名目）	%程度（実質）
国内総生産	642.4	669.2	691.9	3.7	0.5	4.2	1.1	3.4	1.3
民間最終消費支出	340.4	353.5	365.3	2.9	0.2	3.9	1.3	3.4	1.3
民間住宅	27.6	27.3	28.3	2.6	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 3.4	3.3	1.3
民間企業設備	119.2	124.6	130.5	4.2	0.9	4.5	1.9	4.8	2.8
民間在庫変動 （ ）内は寄与度	0.1	0.3	0.3	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
政府支出	161.0	164.8	170.0	4.6	2.0	2.3	0.5	3.1	1.1
政府最終消費支出	129.1	131.8	136.0	4.6	2.3	2.1	0.4	3.2	1.0
公的固定資本形成	32.0	33.0	34.0	3.8	0.1	3.1	0.5	2.9	1.3
財貨・サービスの輸出	141.7	145.5	151.4	6.8	1.7	2.8	2.5	4.0	2.0
（控除）財貨・サービスの輸入	147.4	146.9	153.9	6.3	3.3	▲ 0.4	2.7	4.8	2.9
内需寄与度				3.7	0.9	3.5	1.1	3.6	1.5
民需寄与度				2.5	0.4	2.9	1.0	2.8	1.3
公需寄与度				1.1	0.5	0.6	0.1	0.8	0.3
外需寄与度				0.0	▲ 0.4	0.7	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2
国民所得	452.0	477.6	496.1	2.4		5.7		3.9	
雇用者報酬	314.2	326.2	338.1	4.1		3.8		3.7	
財産所得	36.3	42.0	44.3	13.8		15.8		5.4	
企業所得	101.6	109.5	113.8	▲ 5.8		7.7		4.0	
国民総所得	682.1	711.1	737.4	4.0	1.1	4.3	1.7	3.7	1.7
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,968	7,005	7,010		0.5		0.5		0.1
就業者数	6,793	6,831	6,841		0.5		0.6		0.1
雇用者数	6,141	6,190	6,212		0.9		0.8		0.4
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.5	2.5	2.4						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・変化率	▲ 1.4	0.3	1.2						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	3.3	2.3	1.4						
消費者物価指数・変化率	3.0	2.6	1.9						
GDPデフレーター・変化率	3.2	3.1	2.0						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	▲ 6.6	▲ 2.1	▲ 2.9						
貿易収支	▲ 4.0	0.6	0.2						
輸出	106.3	108.6	113.8		4.1		2.2		4.8
輸入	110.3	108.1	113.7		4.3		▲ 2.0		5.2
経常収支	29.5	35.6	38.4						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	4.6	5.3	5.5						

（注1） 消費者物価指数は総合である。

（注2） 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和6年度（実績）	令和7年度	令和8年度
世界GDP（日本を除く。）の実質成長率(%)	3.1	2.8	2.8
円相場（円／ドル）	152.5	150.8	155.2
原油輸入価格（ドル／バレル）	82.8	71.3	68.0

（備考） 1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和7年11月1日～11月30日の期間の平均値（155.2円／ドル）で、同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和7年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（68.0ドル／バレル）で、同年12月以降一定と想定。

令和８年度　県への要望書

令和８年 11 月５日

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長　安田　信篤

公衆浴場入浴料金の改定について

現組合員数 100 軒（期首 104 軒）

当組合は、県内公衆浴場の現状を踏まえ、次のとおり入浴料金の改定をお願い申し上げます。

県内の公衆浴場は、地域住民の入浴機会を確保するとともに、衛生・健康の維持、地域コミュニティの場として重要な役割を果たしています。一方、燃料費、電気料金、人件費、修繕費等の上昇により、営業を継続するための負担は年々大きくなっています。公衆浴場は一般の商業施設とは異なり、入浴料金が公定料金として定められているため、経費の上昇を事業者が自由に料金へ反映することができません。今後も地域の公衆浴場を維持していくためには、適正な料金改定と県による支援策の充実が不可欠です。



１．燃料費等高騰に対する支援の継続・拡充

公衆浴場は大量の燃料・電力・水を使用するため、エネルギー価格の変動が経営に直接影響します。支援制度によって一定の負担軽減が図られてきましたが、経費高騰が続く中では、支援が一時的なものではなく、営業継続を下支えする制度として安定的に実施されることが必要です。

・燃料費・電気料金等の高騰に対する支援を継続し、実際の負担増を踏まえて十分な支援額を確保すること。

・公衆浴場が地域の生活衛生を支える施設であることを踏まえ、他の支援制度と併せた総合的な支援を検討すること。

２．施設・設備整備補助の増額と実負担への対応

施設・設備の老朽化が進む中、浴場設備、給湯設備、衛生設備等の更新・修繕には多額の費用が必要となっています。現在はサウナ設備も補助対象となるなど、対象範囲の拡充が進んでいることは重要ですが、実際の工事・設備費は補助額を大きく上回る場合があり、事業者の自己負担が重くなっています。

・施設・設備整備補助について、現行の補助額では実際の整備費を十分に賄えない実情を踏まえ、補助額を増額すること。

・補助対象となる整備であっても、事業者の自己負担が過大となる場合には、その不足分を補う支援策を講じること。

・老朽化した設備を更新し、将来にわたって営業を継続できる環境を整えるため、補助制度を実態に即した制度へ改善すること。

３．未病改善・健康づくりにおける公衆浴場の活用

公衆浴場は、地域住民が継続的に利用する身近な健康・交流の場です。入浴を通じた健康づくりや地域住民の交流を促進する観点から、県が進める未病改善等の施策と公衆浴場との連携を一層進めていただきたいと考えます。

・未病改善・健康づくりの施策において、公衆浴場を地域の健康づくり拠点として活用すること。

・県と組合が連携し、公衆浴場を活用した健康増進事業等の具体的な取り組みを検討すること。

４．災害時における公衆浴場の役割と災害協定の実効性確保

公衆浴場は、災害発生時において、被災者等に対する一時入浴支援をはじめ、水道水やトイレの提供、休憩場所の提供、災害情報の提供など、被災者の生活を支える役割を担うことができます。

現在、神奈川県と当組合との間で、「災害時における被災者等支援に関する協定」の締結に向けた協議が進められています。同協定では、一時入浴支援等について県からの要請に基づき対応することなどが想定されており、災害時の入浴環境を確保する上で、公衆浴場が果たす役割は大きいものがあります。また、災害時の支援を実際に機能させるためには、平常時から連絡体制、支援要請の方法、燃料・水・電力、人員、衛生管理等について具体的に協議し、現場で混乱なく対応できる体制を整えておく必要があります。

・現在進められている災害協定について、早期の締結を図ること。

・協定締結後も県と組合との継続的な協議を行い、災害時に公衆浴場が一時入浴支援等を円滑に実施できる具体的な運用体制を整えること。

・災害支援に伴う費用について、現場で発生する実際の負担を十分に考慮し、適切な費用負担が確保されるようにすること。

５．公衆浴場の存続に向けた支援制度の充実

公衆浴場は、地域における入浴機会を確保するための生活衛生施設であり、一度廃業すると同じ地域に再び浴場を設置することは容易ではありません。施設数の減少が続けば、地域住民、とりわけ高齢者等の入浴環境にも影響を及ぼすことが懸念されます。

・公衆浴場の存続・維持を目的とした支援について、過去の水準も踏まえて必要な財源を確保すること。

・経営環境の悪化による廃業を防ぎ、地域の入浴環境を守るため、既存制度の拡充を図ること。

６．子ども等の入浴体験・地域交流への支援

公衆浴場は、子どもたちが入浴の習慣や公衆衛生について学び、地域の人々と交流する場としての役割も果たしています。こうした機会を将来にわたって維持するため、県としても公衆浴場を活用した取り組みへの理解と支援をお願いします。

・入浴体験等を通じた衛生教育、健康づくり、地域交流の取り組みを支援すること。

・学校・地域・公衆浴場が連携した取り組みについて、県としても支援・周知を図ること。

7．地域コミュニティを支える公衆浴場への継続的な支援

公衆浴場は、単に入浴を提供する施設ではなく、地域住民が顔を合わせる身近な交流の場でもあります。災害時、健康づくり、地域交流など、多面的な役割を担う一方、その役割を維持するためには経営基盤の確保が必要です。

・公衆浴場の公共的・地域的役割を踏まえ、県の各部局が連携した支援を継続すること。

・組合と県との意見交換を継続し、現場の実情を踏まえた支援制度の改善を進めること。

入浴料金改定に関するお願い

以上のとおり、公衆浴場を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、現行料金のままでは、燃料費・電気料金・人件費・修繕費等の上昇を吸収しながら、衛生的で安全な入浴サービスを維持することが困難な状況となっています。

当組合としては、地域の公衆浴場を将来にわたって維持し、県民の入浴環境を守るため、令和８年度の公定入浴料金について、次の料金を認可していただくよう強く要望いたします。

区分	現行（参考）	要望料金
大人	570 円	600 円
中人	250 円	250 円
小人	130 円	150 円

今回の料金改定について、特に次の点を強く要望いたします。

・大人料金について、現下の経営環境と今後の施設維持に必要な経費を踏まえ、600 円への改定を認めていただくこと。

・中人料金については 250 円を維持し、子どもについては 150 円とすることで、将来の利用者である子どもたちの入浴機会を確保すること。

・料金改定だけに負担を求めるのではなく、燃料費等の高騰対策、施設・設備整備補助の増額、災害時支援など、県による支援策を併せて強化すること。

・施設・設備整備については、補助対象であっても実際の整備費に対して補助額が不足する現状を踏まえ、事業者の過大な自己負担を軽減する制度とすること。

公衆浴場は、地域住民の健康と衛生を守るとともに、地域コミュニティを支え、災害時には被災者支援にも活用できる重要な生活衛生施設です。これらの機能を将来にわたって維持するためには、適正な入浴料金と、行政による継続的かつ実効性のある支援の両方が必要です。

県におかれましては、県内公衆浴場の厳しい現状をご理解いただき、今回の料金改定について格別のご配慮を賜りますとともに、各種支援制度の充実についても強くお願い申し上げます。

以上

公衆浴場を活用した地域支援事業に関する現況報告

本事業は、公衆浴場の地域資源としての価値を生かし、下記のような多様な取り組みを通じて、地域住民の健康促進および交流の場の創出を目指すものです。

今後とも、公衆浴場を核とした地域づくりへのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ

その他事業	実　践　内　容
体験入浴事業	**横浜市鶴見区在住の保育園児を対象とした体験入浴** 実施浴場　：　横浜市鶴見区内1施設 実施回数及び人数合計　：　10回/年→200人
	横浜市神奈川区在住の保育園児を対象とした体験入浴 実施浴場　：　神奈川区内1施設 実施回数及び人数合計　：　12回/年(毎月第4月曜日)
	横浜市保土ヶ谷区在住の幼稚園児を対象とした体験入浴 実施浴場　：　保土ヶ谷区内1施設 実施回数及び人数合計　：　4回/年→220人
	横浜市南区在住の保育園/幼稚園児を対象とした体験入浴 実施浴場　：　南区内2施設（みどり保育園/井土ヶ谷幼稚園） 実施回数及び人数合計 ：2回/年　→50人
	横浜市南区在住の小学校3年生を対象とした社会科見学・体験入浴マナー 実施浴場　：　南区内1施設（中村小学校） 実施回数及び人数合計 ：1回/年　→20人
	藤沢市の小学校1.2年生を対象とした体験入浴 実施浴場　：　藤沢市内2施設　（亀井野小学校） 実施回数及び人数合計 ： 6回/年→270人
	海老名市在住の保育園児を対象とした体験入浴 実施浴場　：　相模原市内1施設 実施回数及び人数合計 ： 12回/年→210人 1回130円
	県内在住の小学生以下を対象とした体験入浴【菖蒲湯・柚子湯】 実施浴場　：　県内全施設 実施回数　：　各2回/年　【5/5・12/21】
	少子社会における子育て支援　小人無料（2名まで）中学割引100円（学生手帳提示） 実施浴場　：　県内全施設 実施回数　：　毎日/年
親子ふれあい事業	**親子ふれあいデイ** ①　実施浴場　：　横浜市内全施設 実施回数及び人数合計：24回/年→5,765人 ②　実施浴場　：　川崎市内の全施設 実施回数及び人数合計：12回/年→6,907人（中人4,273人・小人2,634人）
子育て支援事業	**赤ちゃん銭湯** 実施浴場　：　川崎市幸区4施設 実施回数及び人数合計　：　4回/年　　（赤ちゃん・親）
	赤ちゃん専用バスチェア完備　（子育てママ・パパ応援） 実施浴場　：　横浜市内全施設 実施回数及び人数合計　：　各店舗2台
介護予防デイ銭湯事業	**公衆浴場において、要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の高齢者に対する、健康チェック・機能訓練・参加者の交流、健康体操等の提供** 実施浴場　：　川崎市内8施設 実施回数及び人数合計　：　42回/年→335人（浴場組合委託事業）
	公衆浴場において、要介護認定を受けていないおおむね65歳以上の高齢者に対する、健康チェック・機能訓練・入浴・参加者の交流等のデイサービスの提供 実施浴場　：　鎌倉市内3施設 実施回数及び人数合計　：　48回/年→600人（浴場組合委託事業）

事 業 名	実　践　内　容
老人ふれあい事業	**老人無料入浴デイ** ①　実施浴場　：　横須賀市内の全施設（68歳以上対象）１人暮らし対策 実施回数 ：（ふれあいサポート券利用）　48枚/年 ②　実施浴場及び人数合計　：　大和市内の2施設 実施回数 ： 36回/年→　6,989人
	高齢者入浴助成券事業 実施浴場　：　鎌倉市内の全施設 実施回数及び人数合計：72枚/年 →　約40,000人　（65歳以上高齢者）
	高齢者を囲む事業 実施浴場　：　金沢区の全施設 実施回数及び人数合計 ： 12回/年　→　2,689人
	敬老の日もぎとり3日 敬老の日を含む3日間・9月の敬老週間に老人無料入浴を実施 実施浴場　：　川崎市内の施設 実施回数及び人数合計（川崎市）：1回/年→10,050人
	老人優待入浴デイ【270円/1回】 実施浴場　：　横浜市内の全施設 実施回数及び人数合計 ： 12回/年→43,194人
	ハマともカード割引サービスデイ 実施浴場　：　横浜市内の全施設 実施回数及び人数合計 ： 平日のみ/年→29,320人　　市内在住の65歳以上対象
	敬老入浴デー 実施浴場　：　川崎市内の施設 実施回数及び人数合計　：　48回/年→173,968人（男93,632人　女80,336人）
	シニア＆ファミリー入浴デー 実施浴場　：藤沢市内の施設 実施回数及び人数合計：65歳以上または同一住所にお住まいのご家族様（2名以上） 5回（月水金土日）/週 クーポン使用→大人320円中人50円小人30円
その他事業	**銭湯寄席** 実施浴場　：　藤沢市内1施設　開演前に保健所健康セミナー実施 実施回数及び人数合計　：　1回/年→50人（有料1,500円） 実施浴場　：　中区内1施設 実施回数　：　3回/年→90人
	銭湯ライブ 実施浴場　：　南区内1施設 実施回数　：　不定期回開催/年　1回 25人
	認知症サポーター養成講座 実施浴場　：　藤沢市内1施設 実施回数及び人数合計　：　1回/年→8人
デジタル推進事業	**スマホ教室** 実施浴場　：　藤沢市内1施設　開演前に保健所健康セミナー実施 実施回数及び人数合計　：　3回/年→27人

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（一部抜粋）

（活用についての配慮等）

第４条　国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。《追加》平16法032

２　公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。《追加》平16法032

事業名	実践内容
災害協定	**災害時における施設等の提供協力に関する協定** 実施浴場　：　横浜市内の施設 【目的】地震又は風水害その他の災害により鉄道が運行停止になり、帰宅することが困難となった者に対して、一時的に施設を開放し、円滑な支援を行うための協力
	災害時における被災者等への入浴機会の提供に関する協定 実施浴場　：　横浜市内の施設 【目的】災害時における地域防災拠点等への避難者、自宅での入浴が困難になった市民及び救援活動の従事者への入浴機会の提供に関する協力
	災害時における被災者等への入浴機会の提供に関する協定 実施浴場　：　川崎市内の施設 【目的】災害時における地域防災拠点等への避難者、自宅での入浴が困難になった市民及び救援活動の従事者への入浴機会の提供に関する協力
	災害時における公衆浴場等の使用に関する協定 実施浴場　：　大和市内の施設 **【目的】**区域内で災害が発生した時において、その被災者と災害支援ボランティアに対し、組合員が所有する施設を使用して実施する生活用水の供給業務及び入浴支援に関し、必要な事項を定めるものとする **【要請】** 1.井戸及び貯水槽の水の提供 2.被災者及び災害支援ボランティアへの入浴支援 3.要請により応じられる事項
	災害時における入浴支援等に関する協定書 実施浴場　：　藤沢市内の施設 【目的】藤沢市において地震、風水害、その他の災害により多数の被災者（帰宅困難者を含む。）が発生した場合、入浴支援等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。 【要請】 1.被災者等に対する入浴支援 2.帰宅困難者の一時入浴支援 3.被災者等に対する生活用水の提供 4.要請により応じられる事項
	災害時における入浴支援等の提供協力に関する協定書 実施浴場　：　逗子市内の施設 【目的】逗子市において地震、風水害、その他の災害により多数の被災者（帰宅困難者を含む。）が発生した場合、施設などの提供協力を神速かつ円滑に行うことを目的とする。 【要請】 1.被災者等に対する入浴支援 2.被災者等に対する生活用水の提供 3.被災者等に対するトイレの提供 4.要請により応じられる事項

災害協定	**災害時における入浴支援等に関する協定書**
	実施浴場　：　相模原市内の施設
	【目的】相模原市において地震、風水害、その他の災害により多数の被災者（帰宅困難者を含む。）が発生した場合、入浴支援等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。 【要請】 1.被災者等に対する入浴支援 2.帰宅困難者の一時入浴支援 3.被災者等に対する生活用水の提供 4.要請により応じられる事項